

## 生活支援サポーター 養成講座

高齢者の生活に関わる家事支援を行う「生活支援サポーター」養成講座の受講生を募集します。修了後は、介護福祉士やホームヘルパーなどの資格がなくても、市が指定する訪問型サービス事業所で就労し、高齢者の生活援助サービス(身体介護を除く)ができます。介護の仕事に興味がある人や高齢者の役に立ちたいと考えている人は、ぜひ、お申し込みください。

**時・連**令和7年1月22日(水)、24日(金)、28日(火)、31日(金)、2月4日(火)午前9時～正午  
※3時間までは補講対応可

**所**らいつステーション憩い 地域交流スペース  
(石田町)

**対**市内在住の18歳以上

**定**10人(最少開講人数：2人)

**申**1月10日(金)までに右記申込フォーム  
または電話で下記へ申し込み。



申込フォーム

**問**長寿政策課

☎(584)5474 FAX(581)0203

## 国民健康保険の「医療費のお知らせ」(令和6年1～10月診療分)を 令和7年1月上旬に送付します

国民健康保険加入者の令和6年1～10月診療分の医療費のお知らせを、令和7年1月上旬に封書で世帯主宛に世帯の分をまとめて送付しますのでご確認ください。

なお、令和6年11月・12月診療分については令和7年3月ごろに送付予定です。確定申告での利用に間に合わない場合は、受診した際の領収書を使用してください。

また、マイナ保険証をお持ちの人は、マイナポータルサイトからも確認いただけます。

**問**国保年金課

☎・☎(582)1120 FAX(583)9738

## 障害者控除対象者認定申請を 受け付け

障害者手帳の交付を受けていない人でも、確定申告時に市が交付する障害者控除対象者認定書を提示することで、本人または扶養者は、障害者控除を受けられます。

**対**市内在住で、認定を受けたい年の12月31日時点(基準日)で、下記のいずれかに該当する人

①6月30日以前に介護保険の要介護(要支援)認定を受けた65歳以上で、障害の程度が日常生活自立度(寝たきり度)判定基準を満たす

②介護保険の要介護(要支援)認定を受けた65歳以上で、認定期間中に基準日を含み、かつ、認知症の程度が日常生活自立度判定基準を満たす

③障害者手帳申請中の65歳以上で、身体障害者(1～6級)に準ずる障害がある

**申**下記申請フォームまたは直接、下記へ申し込み。

**他**・申請書は下記に設置

・申請後、認定書発行までに2週間程度かかります。  
・令和6年分は基準日の都合上、令和7年1月以降の発行となります。

**問**・長寿政策課(対①、②の人)

☎(584)5474 FAX(581)0203

・障害福祉課(対③の人)

☎(582)1168 FAX(581)0203



申請フォーム

## 長寿政策課・障害福祉課からお知らせ 成年後見制度 出張相談会

「頼る人がいない。福祉サービスの手続きが難しくなってきた」「障害のある子や高齢の親の財産管理が心配でどうしたらよいか」などの困りごとの相談を、相談員がお受けします。詳しくは、下記へお問い合わせください。

**時**令和7年1月17日(金)午後1時30分～4時

**所**市役所 2階 防災会議室

**対**市内在住

**他**・秘密は厳守します。

・予約は不要ですが、手話通訳が必要な人は事前にご連絡ください。

・ご家族や支援者もお気軽にお越しください。

**問**特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

☎(598)0246 FAX(598)0888